

大口町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和8年4月1日

大口町長
大口町議会議長
大口町教育委員会
大口町選挙管理委員会
大口町代表監査委員
大口町農業委員会

大口町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、大口町長、大口町議会議長、大口町教育委員会、大口町選挙管理委員会、大口町代表監査委員及び大口町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2. 取組内容及び目標

(1) 育児休業取得

【現状】

	令和5年度	令和6年度
男性（2週間以上）	25%	75%
女性	100%	100%

【取組内容】

- ・ 育児休業等の周知
- ・ 育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成
- ・ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰への支援

【目標】

- ・男性職員の育児休業等の取得率（2週間以上）を85%以上とします。
- ・女性職員の育児休業取得率100%を維持します。

(2) 男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得

【現状】

	令和5年度	令和6年度
配偶者出産休暇	75%	100%
育児参加のための休暇	25%	0%

【取組内容】

- ・休暇制度の周知と利用促進

【目標】

- ・配偶者出産休暇の取得率を100%とします。
- ・育児参加のための休暇の取得率を75%とします。

(3) 保育士以外の一般行政職における課長補佐級以上の地位にある職員に占める女性割合

【現状】

	令和5年度	令和6年度
女性の割合	17%	20%

【取組内容】

- ・主査級以上の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- ・女性職員を財政、企画等多様なポストへの積極的な配置を行う。
- ・女性職員をキャリアアップのための研修に積極的に派遣する。

【目標】

- ・女性職員の割合20%を継続する。

(4) 管理職員以外の職員一人当たりの一月当たりの時間外勤務時間

【現状】

	令和5年度	令和6年度
時間外勤務時間数	8.6時間	8.2時間

【取組内容】

- ・ 小学校就学始期に達するまでの子どもを育てる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度の周知
- ・ 業務改善とともに、D X推進による職員の負担軽減
- ・ 人事担当者において時間外勤務の状況を把握し、時間外勤務が多い部署については状況を確認し、適切な対応に努める。

【目標】

- ・ 上限時間 1 か月において 4 5 時間、1 年において 3 6 0 時間を達成する。
- ・ 月の平均時間外勤務数を 1 0 時間未満にする。

(5) 女性の健康上の特性に係る事項

【取組内容】

- ・ 女性職員が相談しやすい体制の整備
- ・ 女性の健康に配慮した休暇制度（生理休暇等）の周知

(6) ハラスメント対策

【取組内容】

- ・ 相談しやすい体制の整備
- ・ ハラスメント防止に関する研修受講
- ・ メンタル不調者への対応